

福島再生加速化交付金、 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

有識者取りまとめ

【総論】

- 原子力災害被災地域は、これまでの取組により復興・再生に向かいつつあるものの、今なお課題が残されているため、引き続き、効果的に対策を進めていく必要がある。令和 7 年度に予定されている復興事業全体の見直しにおいては、両事業の成果や課題について十分に検証を行い、その結果を令和 8 年度以降の取組に活かすべきである。
- 両事業とも非常に多くの個別事業の集合体であり、主な個別事業のなかで成果目標・指標が未設定・不明確なものにおいては、個別事業の検証がしっかりと行えるよう、定量的な成果指標や目標値を設定すべきである。復興施策は、財源となっている復興特別所得税の負担を行っている国民に理解されるよう、検証と見直しのPDCAサイクルをしっかりと機能させるべきである。
- 両事業の対象となる 12 市町村の中でも、避難指示解除の時期をはじめとする復興状況、経済状況は異なっており、必ずしも一律ではなく、地域の状況にあわせた見直しが必要である。また、各地域の住民の帰還意向の有無を前提に、必要な事業を精査すべきである。

【福島再生加速化交付金】

- 被災地向けの事業でも、既に岩手県・宮城県を中心に自治体負担を入れた経緯や、被災地の自立を目指すという復興の考え方も踏まえ、一律に国が負担している現行制度の在り方について検討するべきではないか。また、地域の状況にあわせて、事業の対象地域を検討するべきではないか。
- 福島の農業に対する特例的な支援により目指すものを明らかにすべき。特に、農業関係の施設・機械については、市町村自らが整備・購入して農業者に無償貸与しているが、より効果的な事業とするために、他の農業施策と同様に、農業者による整備・購入の補助を行う形への見直しを検討するべきではないか。
- 国から市町村に直接交付している個別事業が多いが、市町村の現場に近い県が市町村のニーズを踏まえて配分する仕組みを検討すべきである。その際、例えば農業施設などの整備において、複数の市町村で連携するよう工夫すべきではないか。
- 非常に多くの個別事業の集合体となっているが、福島再生加速化交付金で実施している事業の中には、例えば、農業施設の整備について、この交付金以外の復興施策（農林水産省事業）において似ているものも見受けられるので、類似事業との整理・統合を検討すべきである。

【福島生活環境整備・帰還再生加速事業】

- 本事業においては対象地域の様々な環境整備を国自らが行う形となっているが、例えば、除草や防犯パトロールについては自治体自らが行っている場合が多く、避難指示が解除された地域の除草や防犯パトロールについては、他の市町村における取組も踏まえて、事業の在り方について見直す必要がある。